6地区市民センターLED 照明賃貸借仕様書

1 目的

6地区市民センターの既存照明器具をLED照明に切替、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、「6地区市民センターLED照明賃貸借仕様書」に適用する。

3 適用規格及び参考規格

本仕様書において適用されていないものは、以下の規格等を適用する。

- (1) 電気用品安全法 (PSE) 日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通称産業省令52号)
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書
- (4) 公共建築設備工事標準図

JISC8153

JISC8154

(5) JIS 規格

=	
JISC62504	一般照明用 LED 製品及び関係装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具 - 第1部:安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具 - 第2-1部:定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具 - 第2-2部:埋込形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具 - 第2-22部:非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具 - 第3部:性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具 - 第5部:配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置- 第2-7部:非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置- 第 2 - 13 部:直流又は交流電源用 LED モジュール
	及び LED ライトエンジン
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法- 第1部:LED パッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法- 第2部:LED モジュール
	及び LED ライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法- 第3部:光束維持率の
	測定方法

LED モジュール用制御装置 - 性能要求事項

一般照明用 LED モジュール - 安全仕様

JISC8155 一般照明用 LED モジュール - 性能要求事項

- (6) JIEG-001「照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画」第3版
- (7) 日本建築センター 『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』

4 概要

- (1)履行場所
 - ①海蔵地区市民センター (三重県四日市市大字東阿倉川622-1)
 - ②川島地区市民センター (三重県四日市市川島新町1)
 - ③大矢知地区市民センター(三重県四日市市下さざらい町1-3)
 - ④水沢地区市民センター (三重県四日市市水沢町2109-2)
 - ⑤県地区市民センター (三重県四日市市赤水町957)
 - ⑥桜地区市民センター (三重県四日市市桜町1399)
- (2) 賃貸借物品
 - ①LED 照明器具本体(ランプ共)及び付属品
 - ②その他、取り付けに必要な資材
- (3) 設置場所及び施工箇所について 別紙図面のとおり
- (4) 契約期間

契約締結の日 から 令和14年12月31日

(5) 設置期限

令和 4 年 12 月 31 日

(6) 賃貸借契約期間

令和5年1月1日から令和14年12月31日(120ヵ月)

(7) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間が満了し、発注者が賃貸借料を完済後、本賃貸借物品の所有権を受 注者から発注者に無償で譲渡すること。

5 履行内容

- (1) 照明器具(物品)の調達 照明器具、照明部材及び光源(LED)は、未使用品であること。
- (2) 既存照明器具、処分
- (3) 照明器具の設置作業
- (4) 照明器具の保守
- 6 LED照明具等の仕様
 - (1) 照明器具は、別紙照明器具姿図に示す仕様を満足する LED を調達すること。

- (2) 照明器具、電球等 使用する全てのLED照明は、 JIL5004 「公共施設用照明器 具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器 種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種 類のLED照明についても、同様とすること)
- (3) 光源(LED)寿命は、40,000時間以上の製品とすること。
- (4) 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付 すこと。記載内容については別途協議とする。
- (5) 照明器具は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (6) 照明器具の種類及び数量は、各設置場所の照明器具姿図及び電灯設備図を参考にすること。

7 工事(設置)仕様

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始前に、設置工事の発注者による完了検査を受け、合格しなければいけない。
- (2) 受注者は、設置工事に先立って現地調査を実施すること。記載内容に相違があった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、上記(2)の結果、賃貸借機器の数量に差異が生じた場合は、速やかに協議を発注者と行うものとする。
- (4) 受注者は、賃貸借機器について賃貸借機器承諾願を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (5) 受注者は、既存機器を取り外した後、賃貸借機器を設置するものとする。設置完了 後については、即日点灯し、点灯確認をするものとする。
- (6) 受注者は、賃貸借機器設置後、賃貸借期間開始前までに消灯、その他不具合(以下「不具合」という。)が発生した場合は、受注者の責任おいて早急に復旧するものとする。
- (7) 受注者は設置作業の際、仮設足場を設置する必要がある場所については、設置した 足場が施設の運営に支障をきたさないよう設置場所、設置方法、設置期間等につい て事前に発注者と協議すること。
- (8) 受注者が設置作業に使用する雑材は、全て新品とする。
- (9) 受注者は設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じるものとする。
- (10) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲と して受注者が実施するものとする。
- (11) 受注者は必要に応じて、工事エリアのみならず、通路及び材料置場の各部養生を 受注者の負担で行うものとする。
- (12) 工事計画、設計、施工管理の役割を担う者は、作業期間中は現場に常駐し品質や

工程、安全等に配慮した施工管理を行うものとする。

- (13) 受注者は、使用に伴う施設利用制限、停電等、運営上必要な機能を停止する場合 は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するものとする。
- (14) 受注者は、安全対策は施設利用者、施設職員及び工事従事者に十分配慮し、万全 を期して行うものとする。
- (15) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公庁ほかへの必要な届出手続等を、遅滞なく適切に行うこと。
- (16) 受注者は、搬入及び搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注 者の承諾を得るものとする。
- (17) 受注者は、作業車及び運搬車等、施設の敷地内における車両の駐停車については、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (18) 受注者は、工事期間中は発注者と日程の調整を行い、施設運営及び周辺環境に支障のないよう工事工程及び作業方法に配慮するものとする。
- (19) 受注者は、設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁 劣化等がないことを確認するものとする。
- (20) 受注者は、設置前後に照度測定を実施し報告すること。
- (21) 受注者は、撤去した既存照明器具、ランプ等の取扱いについては、受注者負担で 処分するものとする。撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し、適法 に受注者が処理するものとする。(PCBを含む安定器については、取扱いについ て別途、発注者と協議するものとする。)
- (22) 受注者は契約後、速やかに施工計画(工程表、作業体制、安全管理計画等)について、発注者の承諾を得るものとする。
- (23) 別紙特記仕様書の内容を充足したものとすること。
- (24) 施工及び本契約に必要な照明器具等を調達するものとして、受注者は以下の全てを満たす者と直接契約を行い、工事着手までに下請届を提出すること。
 - ・できる限り市内業者との契約優先に努めること
 - ・経営事項審査(以下、「経審」という。)は、基準日を公告日として、有効期 限内の結果を有していること。
 - ・経審で、建設工事の種類は「電気工事」で登録されていること
 - ・経審において「電気工事」の総合評定値が600点以上であること
 - ・経審において「電気工事」における完成工事高が30、000千円以上であること。

8 物品の保守等

(1) 賃貸借物品に対する保証期間は10年とし、機器の不具合による物品の取り替え、代替え、修理等(交換作業費含む)に要する費用は受注者負担とする。 (誘導灯、非常灯のランプ・蓄電池については消耗品の為、対象外とする)

- (2) 受注者は、保証期間中に消灯その他の不具合(以下「消灯等」という。)が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り換え、代替え、修理等を行うものとする。
- (3) 消灯等の原因が、落雷等、機器の不具合によらない場合は、受注者は付保する新価特約付動産総合保険の範囲内で、費用を負担する。ただし、新価特約付動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。
- (4) 受注者は、設置作業終了後、消灯等が発生した時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

9 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置個所を変更するときは、発注者の責において物品の取外し、設置及び調整を行うものとする。
- (2) 9 (1)にあたり、機器の取外し、設置及び調整に必要な情報を、受注者は発注者に提供するものとする。
- (3)変更後の機器は、引き続き受注者が管理するものとする。

10 その他

- (1) 賃貸借契約期間の開始は、前項に定めるとおりとするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるときにのみ受注者の負担で物品の取替え、代替え、修理等(交換作業費を含む。)を行うものとする。
- (2) 電力契約照合・電力契約申込・共架申請については受注者が行う。
- (3) 賃貸借料は、契約開始日から契約終了日までの各年度における6、9、12、3 月末日(閉庁日の場合は、その直前の開庁日)に請求することとする。各回の 支払額については、契約金額(税抜)の40分の1を千円未満切り捨てとした 額に消費税を加える。なお、未払い金額が生じる場合は、最終支払い時に請求 することとする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要となる事項については、受注者が責任を持って、対応すること。なお、本仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなる場合においても四日市市に対し、別途請求することはできない。
- (5) 本仕様書に関して疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により 徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・ 事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定 の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底 するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督職員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が本市 と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。